

# 体罰の根絶に向けて

～体罰のない学校づくりのために～

平成26年8月改訂

山口県教育委員会

## はじめに

体罰は児童生徒の人間としての尊厳や自尊心を著しく傷つける行為であるとともに、教育の根幹をなす教職員と児童生徒との信頼関係を損なう行為であり、絶対にあってはならないことです。

多くの教職員はこの体罰に係る基本認識をしっかりと理解した上で、児童生徒に対し、教育者としての使命感や責任感をもって毅然とした指導を行い、組織的に粘り強く教育活動に取り組んでいます。その一方で、今なお、児童生徒を指導する過程で教職員が感情のコントロールを失い体罰に及ぶ事案、熱心な指導でありながらも指導力不足等が要因と考えられる体罰事案等が発生しています。

山口県教育委員会では、平成25年2月に研修資料「体罰の根絶に向けて」を作成したところですが、その後の体罰に係る文部科学省通知、全国における体罰の実態把握の状況、教職員の感情コントロール等の視点を新たに加え、改めて、教職員一人ひとりが、体罰が発生する状況や背景、個人としての心得、組織としての取組の在り方などを確認し、体罰や行き過ぎた指導等に陥ることなく、児童生徒との信頼関係を基盤とした適切な生徒指導に全力で取り組むよう改訂資料を作成しました。

体罰は「絶対許さない・許されない」ということを全ての教職員が認識して、児童生徒の心に寄り添った粘り強い指導に努めるとともに、体罰を「起こさない・起こさせない」学校づくりを推進するために、本資料を活用してください。

平成26年8月

山口県教育委員会

### 体罰に係る基本認識

- 体罰は、児童生徒の人間としての尊厳や自尊心を著しく傷つける行為であることはもとより、教育の根幹をなす教職員と児童生徒との信頼関係を損なう行為であることから、絶対にあってはならない行為である。
- 体罰は「絶対許さない・許されない」ということを全ての教職員が認識し、児童生徒の心に寄り添った粘り強い指導を推進するとともに、体罰を「起こさない・起こさせない」学校の体制を確立することが重要である。
- 体罰は、体罰を受けた児童生徒だけでなく、その場にいた児童生徒をはじめ、保護者や地域住民等にも大きな影響を与え、学校の信用失墜にもつながる行為である。
- 学校における児童生徒への体罰は、生徒指導の目的とは相反する行為であり、体罰では、児童生徒の正常な倫理観を養うことはできず、むしろ力による解決への志向を助長させることにつながる。
- 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加のもとで、責任感や連帯感のかん養、好ましい人間関係の形成等、学校教育の一環として行われるものであることから、勝利（上位）至上主義による焦り等から体罰を厳しい指導として正当化することは誤った認識であり、決して認められないことである。

## 目 次

1	体罰とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	体罰の実態・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	体罰等の事例・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4	チェックリスト～自身を振り返って～・・・	10

### 研修資料・参考資料

研修資料・・・・・・・・・・・・・・・・	11
参考①（感情のコントロールについて）・・・	12
参考②（指導の参考となる「ことば」）・・・	14

### 関係資料

1	よりよい生徒指導のために・・・・・・・・	15
2	体罰の実態把握について・・・・・・・・	18
3	懲戒処分の指針（抜粋）・・・・・・・・	21
4	通知等・・・・・・・・・・・・・・・・	22
5	体罰に関する裁判の判決例・・・・・・・・	26

# 1 体罰とは

学校教育法第11条では、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と、体罰の禁止が明文化されています。また、これを受けて同法施行規則第26条では、「校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。」と定められています。

体罰は、児童生徒の人間としての尊厳や自尊心を著しく傷つける行為であることはもとより、教育の根幹をなす教職員と児童生徒との信頼関係を損なう絶対にあってはならない行為であり、教職員自身や周囲に対しても、大きな影響を与えるものです。

## (1) 体罰に関する考え方

平成25年3月13日付け24文科初第1269号「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」において、「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する参考事例」がまとめられています。

『文部科学省初等中等教育局長通知（平成25年3月13日付け）』（資料4(1)[別紙]から）

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体の事例について、通常、どのように判断されるかを示したものである。本紙は飽くまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知2(1)の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

### (1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

#### ○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかつたため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

#### ○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

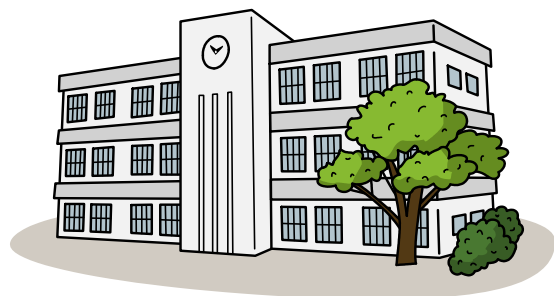
(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）  
（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

- 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
  - ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。
- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
  - ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
  - ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
  - ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
  - ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。



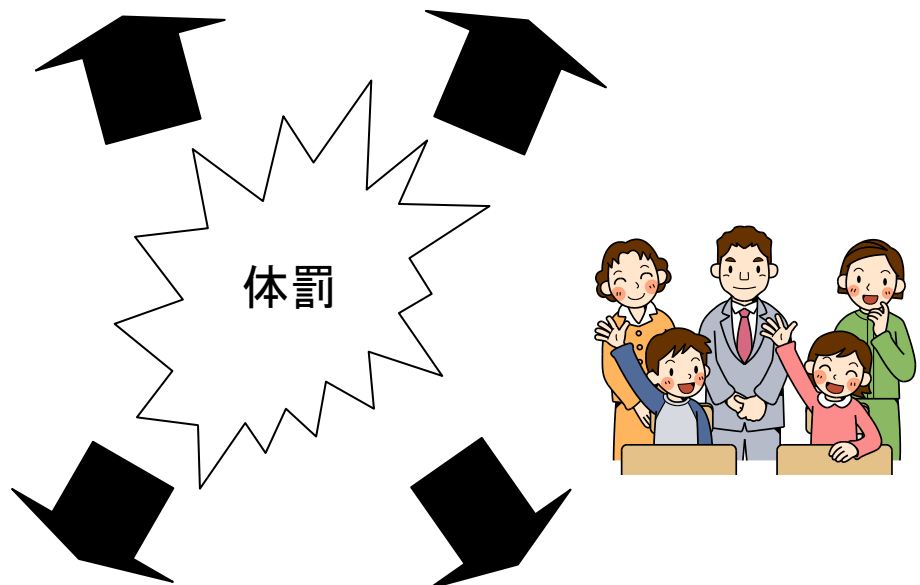
## (2) 体罰が及ぼす影響

### 児童生徒への影響

- ・人間としての尊厳・自尊心が著しく傷つけられる。
- ・不眠等の神経症的症状が発生する可能性がある。
- ・自主的思考力や自発的行動力の発達が抑制される。
- ・いじめ等の攻撃的行動や粗暴・享乐的行動、不登校につながる可能性がある。
- ・教職員と児童生徒との信頼関係が失われる。
- ・被害を訴えた児童生徒が他の児童生徒や保護者から誹謗中傷の対象となる可能性もある。 等

### 保護者・地域への影響

- ・それまで築いてきた保護者や地域と学校の協力体制・信頼関係が損なわれる可能性がある。
- ・学校への不信感を招き、さまざまな教育活動への理解や協力を得ることが困難になる。
- ・学校に対する周囲からの好ましくない印象などによる悪い影響が、保護者・地域にも及ぶ場合がある。 等



### 職員本人への影響

#### 【懲戒処分】

- ・免職：退職手当不支給、教員免許失効
  - ・停職：停職期間は給与不支給
  - ・減給：一定期間、一定の給料額が減額
  - ・戒告：期末勤勉等への影響
- ※懲戒処分は、昇給、勤勉手当等にも影響  
※懲戒処分に至らない場合も、行政措置等の可能性あり。

#### 【その他】

- ・法務局による人権侵害事案としての調査
- ・刑事上の責任（罰金等）
- ・民事上の責任（損害賠償等）

### 学校への影響

- ・管理職、当該職員による児童生徒・保護者への謝罪の場（保護者説明会等）を設定する必要がある。
- ・児童生徒への事後支援や教育委員会、地域、マスコミへの説明・事後対応などに追われ、学習指導や生徒指導など、本来の教育活動に全力を注ぐことが困難となり、事案発生前の通常状態への回復に膨大な労力を要する。
- ・マスコミ報道による学校への悪影響が懸念される（インターネット上に情報が流出した場合は、さらに困難が予想される。）。 等

体罰は、体罰を受けた児童生徒に多大な被害を与えることはもちろん、その周辺の児童生徒へも大きな影響を及ぼします。

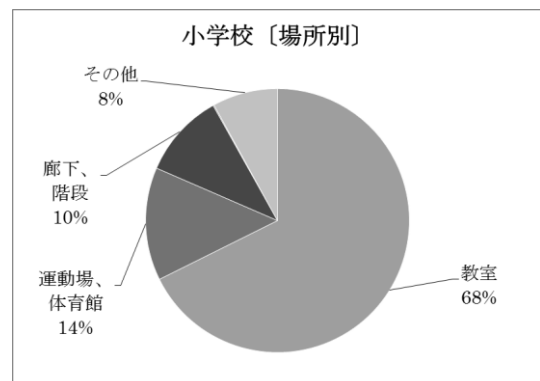
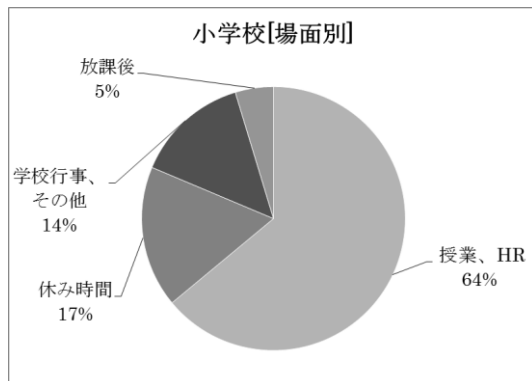
また、信用の失墜により児童生徒への教育力の低下を招くとともに、保護者・地域との連携にも影響を及ぼします。

## 2 体罰の実態

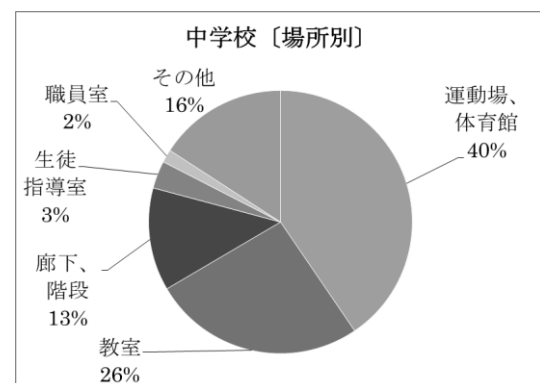
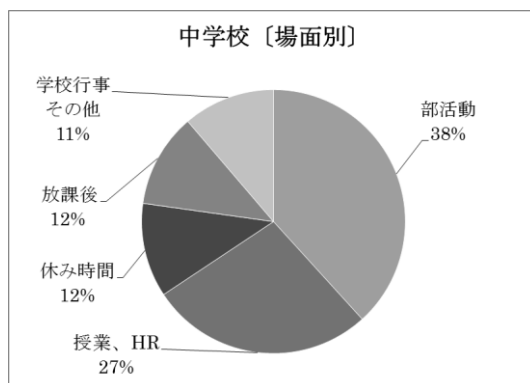
### (1) 全国の国公私立学校における体罰の状況（平成24年度 第2次報告）

#### ① 場面別・場所別発生状況

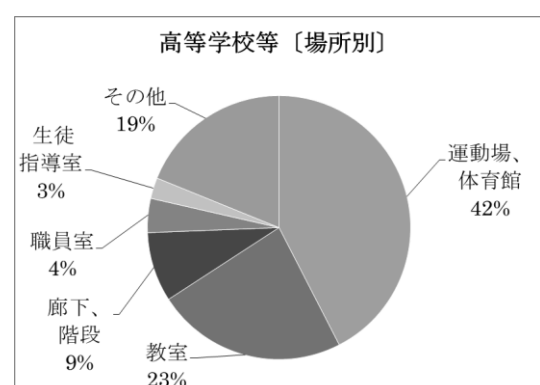
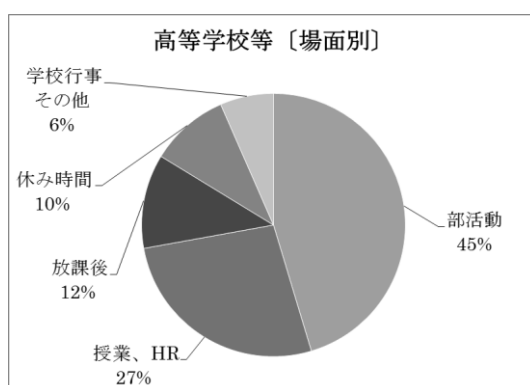
##### ○小学校



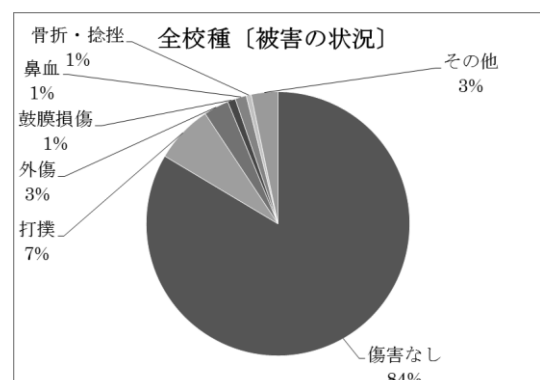
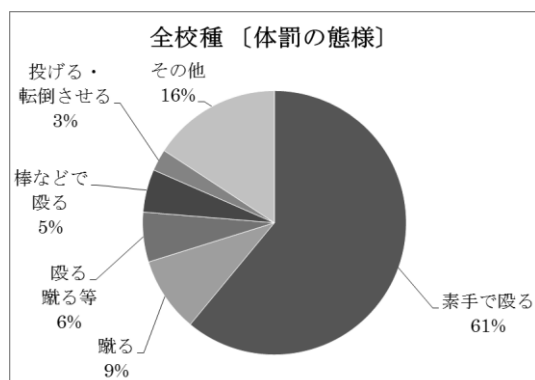
##### ○中学校



##### ○高等学校等



#### ② 体罰の態様、被害の状況〔全校種〕



**(2) 山口県における体罰と考えられる事案について（平成24年度 第2次報告）**

○計 53件（小学校13件、中学校32件、高等学校8件）

○被害児童生徒数 91人（小学校21人、中学校53人、高等学校17人）

校種・件数		小学校	中学校	高等学校	計	
		13	32	8	53	
状況	場面	授業中	7	5	4	16
		放課後、休み時間	3	8	0	11
		部活動	0	11	4	15
		その他	3	8	0	11
	場所	教室	7	5	4	16
		運動場、体育館	1	11	2	14
		その他	5	16	2	23
態 様	素手で殴る	7	16	5	28	
	棒などで殴る	0	3	2	5	
	蹴る	1	5	0	6	
	その他	5	8	1	14	
傷害の有無	有	0	2	0	2	
	無	13	30	8	51	

**(3) 第2次報告にみられる体罰の特徴等について（各数値はp.4のグラフデータ参照）**

①体罰の発生場面は、小学校では「授業中」、中学校・高等学校では「部活動中」が多い。

⇒ 小学校では授業中、中学校・高等学校では部活動での発生が多くなっており、いずれも教員が一人で指導することが多いため、閉鎖的でなくオープンな指導環境づくりを進めることが重要である。

②体罰の態様は「素手で殴る」が最も多い（第2次報告の61.0%）。

⇒ 教員としては当該行為を児童生徒への励ましの行為と考えるなど、体罰と認識していないケースも見受けられる。

③被害の状況は「傷害なし」が最も多い（第2次報告の83.4%）。

⇒ 傷害を負っていない場合でも、児童生徒に心理的な影響を与えていることを認識する必要がある。



#### (4) 体罰の発生要因等について

##### ○体罰の発生要因

※以下のような状況等が体罰の発生要因として考えられます。

##### ①教職員の思い込みやあせり等による感情的な体罰

例：普段の生徒指導等が浸透しない苛立ち、裏切られ感などがある場合

##### ②部活動や規律指導等における見せしめ的な体罰

例：体罰が児童生徒から「指導」として許容されていることがその背景にも考えられ、気持ちの引き締めや、緊張感を維持する効果を求める場合

##### ③児童生徒が問題行動をくり返すなど、困難な生徒指導の場面で発生する体罰

例：親心が昂<sup>こ</sup>じてしまったもの、保護者からの体罰を手段とする懲戒の要請、他の児童生徒や自らを危険から身を守る行為が行き過ぎてしまった偶発的な行為 等

※上記に、「指導を要する児童生徒に対して教職員が一人で指導する」、「教職員が体罰により学校に秩序を取り戻した過去の指導経験をもっている」等の状況等が加わる場合、体罰が発生する可能性がより高まると考えられます。

##### ○体罰を行う教職員に見られる特性、傾向等

- ・先生と子どもの関係は、上下の権力的な関係であると思っている。
- ・肉体的・精神的な苦痛を与える指導には効果があるという考えをもっている。または、そうは考えていないが、この手法を用いないと子どもを統制できない。
- ・子どもの行為や指導した際の態度等に対して感情的になり、理屈で分かっても自分の行動を自制できない。 等

※どの教員もこれらの傾向をもち得る可能性はあるが、教育活動を進めるうえで根本となる指導観・評価観等が組織として共有されていれば、このような個々の傾向は表出しにくくなる。

【引用文献】 教職研修「体罰を許さない学校づくり」(2013.5/教育開発研究所)

★実態把握に係る調査結果では、有形力の行使である体罰に及んではないケースでも、教職員の教育的配慮のない言動等により、児童生徒の人権が傷つけられる、人格が否定されるなど、「懲戒」や「説諭」とは相容れない、不適切な言動等も報告されている。

#### コラム 「低年齢少年の生活と意識に関する調査」(平成19年2月、内閣府政策総括官)

##### Q「先生にさからったり口答える」

- 平成11年9月調査と比較してみると、「ある(計)」(「よくある」+「ときどきある」とする者の割合が上昇(6.1%→11.8%)している。
- 小中学生別でみると、「ある(計)」とする者の割合は、中学生(22.3%)が小学生(12.3%)の倍近くになっており、この点は双方の調査結果に共通している。

- 中学校では、教員が生徒を注意した場合に、生徒が素直に聞き入れない場面も多くなることが分かります。教員が児童生徒の口答えなどにどのように冷静に対応するかはあらかじめ考えておかななくてはなりません。
- 事故は予期しないいくつかの条件が重なって発生しますが、体罰も例外ではありません。教員を続けていると、実にさまざまな場面に遭遇します。日頃から指導場面を想定して、指導方法の見直しに努めることが大切です。

【引用文献】「体罰ゼロの学校づくり」(本村清人・三好仁司/ぎょうせい)

### 3 体罰等の事例

#### (1) 授業・学校行事関係

##### 【事例1】

忘れ物を繰り返す児童に対して、たびたび指導していたが、一向に改善が見られなかった。ある日、宿題を忘れた当該児童に対して、その理由を問い詰めたが、児童は何も言わなかったため、そのことに立腹した教諭は足で机を蹴り、その机が児童の下腹部に当たった。

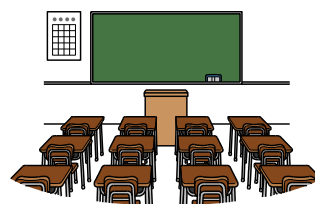
##### 【事例2】

宿泊学習で枕投げをしている複数の生徒がいたため、指導したところ、生徒たちは枕投げを止めた。その後、再び巡回指導を行った際、先ほど指導した生徒たちが再度、枕投げをしていたため、正座させ、太ももを蹴った。

##### 【事例3】

授業中居眠りをする事が多い生徒がいたため、授業態度について口頭でくり返し指導していた。ある日、授業開始時からその生徒が机に伏せていたため、いきなり出席簿で頭を叩(たた)いた。

#### 【体罰のない学校づくりの視点で考えてみましょう】



##### 個人として

- 児童生徒の自己指導能力の育成を図ることに留意し、他者とのかわりの中で、主体的に学習・生活ができるような指導をしていますか。
- 授業中の私語や反抗的な態度を、児童生徒だけのせいにしていませんか。
- 「わかる授業」を心がけ、授業改善や指導力の向上に努めていますか。
- 授業や行事等を行う上での規律を守らせるためであっても、体罰は許されないことを理解していますか。

##### 組織として

- 授業等について、他の教員と話し合ったり相談したりするような雰囲気がありますか。
- 児童生徒の情報を学年(学校)で共有していますか。
- 一人の教員が学級経営や生徒指導上の問題等を抱え込んでしまうことはありませんか。
- 指導方法が気になる教員がいるにも関わらず、見て見ぬふりをしていませんか。

##### 児童生徒の立場で

- 児童生徒が、学習内容について話し合ったり、協力して課題を解決したりしていくような授業や学校行事になっていますか。
- 児童生徒一人ひとりが達成感や成就感を味わうことができますか。
- 児童生徒と教職員がお互いに認め合い、高め合う雰囲気がありますか。

##### 保護者・地域住民の立場で

- 保護者等に適切な情報提供がなされ、学校の教育目標や指導方針等について理解が得られていますか。
- 保護者等との信頼関係を大切にし、保護者等がいつでも訪問できるような学校ですか。

## (2) クラブ活動・部活動関係

### 【事例1】

部活動に遅れてきた生徒がすぐに練習に参加せず、他の生徒の練習態度も悪かった。大会が近づいているにもかかわらず、そのような練習態度である部員に対して立腹した教諭は、主将部員の頬を平手で叩（たた）いた。

### 【事例2】

練習後のグラウンド整備を何度もサボる生徒がいたので、真夏の炎天下のグラウンドで、十分に休憩や水分をとらせないまま、草取りを2時間程度させていたところ、脱水症状で生徒が体調を崩した。

### 【事例3】

練習中、繰り返し指導しても上手くプレーできない部員に対して厳しく叱ったところ、部員が「頑張ってもできない。」と言ったため、気合いを入れるために頬を叩（たた）いた。部員は「耳が痛い。」と言ったが、部の雰囲気を引き締めるため、最後まで練習を続けさせた。練習後、耳を痛がる生徒を保護者が病院に連れて行ったところ、鼓膜を損傷していることが判明した。

## 【体罰のない学校づくりの視点で考えてみましょう】



### 個人として

- 勝利（上位）至上主義になっていませんか。
- 結果だけでなく、それまでの努力を評価し、共感的に理解するよう努めていますか。
- 部活動指導において、言葉遣いがきつくなることや、厳しい指導になることは当然だと考えていませんか。
- 自分の指導法に間違いはなく、児童生徒は自分の指示に従うべきと考えていませんか。
- 部活動に対する保護者や地域の期待に応えようとして、焦りを覚えたことはありませんか。
- 部活動においても、児童生徒の自己肯定感を育み、自信をもたせ、児童生徒が主役となる指導に努めていますか。

### 組織として

- 部活動の運営について、他の教職員と話し合ったり、相談したりできる雰囲気がありますか。
- 顧問一人が部活動運営や指導上の問題等を抱え込んでしまうことはありませんか。
- 学級担任等と日頃から連携を密にし、情報を共有できていますか。

### 児童生徒の立場で

- 児童生徒と教職員が、相互に尊重し合って対話できる雰囲気がありますか。
- 児童生徒一人ひとりが、自己肯定感や自己有用感を獲得することができていますか。
- 部活動が、児童生徒が目標をもって、自主的・自発的に活動できる場になっていますか。

### 保護者・地域住民の立場で

- 保護者等と学校（教職員）が、部活動の目標や計画等を共有し、児童生徒が主役である部活動を支える体制ができていますか。
- 安心・安全な部活動運営について、保護者等から信頼される学校（教職員）となっていますか。

### (3) その他、問題行動関係

#### 【事例1】

廊下で暴れていた生徒を注意したが止めなかったため、肩を押したところ、「何するんだ。」と反抗的な態度をとったため、胸ぐらをつかみ、壁に押し当てたところ、後頭部が窓にあたり、割れた窓ガラスで頭部に裂傷を負った。

#### 【事例2】

服装規定違反をしていた生徒Aに対して、教員Bは廊下で改善指導を行っていたが、生徒Aが素直に指導に従わないため、教員Bはややいらだちが募っていた。その際、そこを通りかかった生徒Cが「あの先生いつもうるさいよね。」と話しているのが聞こえたため、激昂し、持っていた教科書で生徒Cの頭部を叩（たた）いた。

#### 【事例3】

生徒Aは指導に対して素直に従わないことが多く、授業妨害等が目立つ生徒であった。ある日の掃除時間、生徒Aの態度がいつも以上に悪く、指導しても反発し受け入れない状態であったため、教員は別室で指導したところ、反抗的な言動をとったので、平手で頭を2回叩（たた）いた。

### 【体罰のない学校づくりの視点で考えてみましょう】

#### 個人として

- 校則等の規律を守らせるためであっても、体罰は許されないことを理解していますか。
- 教職員が児童生徒に繰り返し指導したにもかかわらず、児童生徒の行動等が改善されない場合、他の教員に相談したり、自らの指導方法を振り返ったりするなど、指導改善に努めていますか。
- 問題行動の表面だけでなく、児童生徒の内面や行動の背景に意識を向けていますか。
- 児童生徒に説諭等を行う際は、感情に走ることなく冷静な対応をとるよう心がけていますか。
- 日頃から児童生徒一人ひとりを受容的な態度で、共感的に理解するよう努めていますか。



#### 組織として

- 課題のある児童生徒の情報が共有できていますか。
- 学校として、児童生徒を指導する方針の意思統一ができていますか。
- 生徒指導を担当者や一部の教職員任せにせず、教職員全員で、横断的、組織的に対応していますか。

#### 児童生徒の立場で

- 児童生徒と教職員が、相互に尊重し合って対話できる雰囲気がありますか。
- 児童生徒の「居場所」が学校にありますか。
- 児童生徒一人ひとりが、自己肯定感や自己有用感を獲得することができますか。

#### 保護者・地域住民の立場で

- 保護者等は、学校（教職員）の生徒指導の方針や指導方法等について理解していますか。
- 保護者と学校（教職員）が、児童生徒の家庭・学校での様子、よさや課題を共有することができますか。
- 保護者等との信頼関係を大切にし、人間味のある温かい指導・支援をする学校（教職員）となっていますか。

## 4 チェックリスト～自身を振り返って～

体罰の根絶に向けて、次のチェックリストを活用し、自身の行動や自校の取組等を振り返ってみましょう。

※右端の空欄は、チェック欄として○×や段階評価などの記入に使用してください。

### ○ 個人として

1	体罰は児童生徒の基本的な人権を侵害する行為であり、違法行為（学校教育法第11条）であることを理解している。	
2	児童生徒と信頼関係があっても、体罰は「絶対許さない・許されない」ものであるという認識をもっている。	
3	保護者や地域から厳しい指導を望む声（「愛の鞭」肯定論）があつたとしても、体罰は許されないものであると理解している。	
4	体罰は、児童生徒の人間としての尊厳や自尊心を著しく傷つけ、教職員と児童生徒の信頼関係を損なうものであることを理解している。	
5	体罰では、児童生徒の正常な倫理観を養うことはできず、むしろ力による解決への志向を助長させることにつながることを理解している。	
6	自分自身の感情をコントロールし、冷静な態度で指導している。	
7	児童生徒の共感的理解に努めている。	
8	児童生徒の話をじっくり聴く、児童生徒が理解できるまで待つなど、ゆとりをもった対応をしている。	
9	児童生徒の言動や態度の背景を踏まえて指導に当たっている。	
10	児童生徒の心を傷つけるような不用意な言動や、威圧的な態度をとらないよう、気をつけている。	
11	自分本位の指導観や画一的な指導に陥らないよう気を付けている。	
12	いかなる理由があつても、体罰を正当化することはできないことを理解している。	
13	学級の問題等を一人で抱え込まず、管理職や同僚に相談するようにしている。	
14	勝利（上位）至上主義に陥ることなく指導するよう心がけている。	
15	体罰や行き過ぎた指導をする同僚に対し、注意をすることができる。	
16	「一人ひとりの夢の実現」をめざし、児童生徒の自主的・自発的な活動の支援をしている。	

### ○ 組織として

1	体罰を絶対に「起こさない・起こさせない」という共通認識をもっている。	
2	管理職や教職員間の報告・連絡・相談の体制が整っている。	
3	一人で問題を抱え込むことのないよう、教職員相互で協力できる体制がとられている。	
4	生徒指導に関する情報の共有化が図られている。	
5	児童生徒への指導や対応について、教職員間で常に協議・検討されている。	
6	体罰の防止やよりよい生徒指導に向けて、事例等を参考にした校内研修が定期的に行われている。	
7	保護者や地域に適切な情報提供を行い、学校の指導方針等について理解と協力を求めている。	
8	体罰はあってはならないという認識が保護者等と共有されている。	
9	生活アンケートの活用や教育相談体制の見直し等、体罰や問題行動等を把握しやすい体制づくりを推進している。	

## 研修資料 ～あなたならどう対応しますか？～

Q あなたは、次のような児童生徒の言動にどのように対応しますか？

**【ケース①】**

授業中、何回注意しても友だちとの私語を止めない児童（生徒）がいたため、その児童（生徒）の近くに行き、私語を止めるように注意したところ、「うるさい」と言われた。

**【ケース②】**

学年集会において、ある児童（生徒）に名札を忘れたことについて指導していたとき、児童（生徒）が素直に指導に従わず、他の児童（生徒）の前で反抗的な目でにらんできた。

**【ケース③】**

授業中に大きな声を出しながら廊下を歩いている児童（生徒）がいたため、呼び止めて指導していたところ、その児童（生徒）が下を向いたまま、返事をしようとしなかった。

**【ケース④】**

試合中に無気力なプレーが目立ち、一生懸命さが感じられない児童（生徒）に対して、口頭で励ましていたが、まったく改善しようとする姿勢がみられなかった。

**【校内研修のポイント】**

- ケース①～④を例として、以下の項目について考えてみましょう。
- グループワークやロールプレイを取り入れたり、小・中学校合同で研修を実施したりするなど、各学校の状況等に応じて、研修方法を工夫することも考えられます。
- 実際の指導場面における対応等は、児童生徒それぞれの背景等に応じて異なると考えられますが、さまざまな指導方法等を聞くことにより、自身の指導方法等の見直しや指導改善につながることを期待されます。

1 あなたならどのような対応をしますか？

2 体罰によらない指導として、どのような言葉による指導や対応が有効と考えられますか？

## 参考① ～感情のコントロールについて～

### 【体罰と怒りの感情との関係について】

体罰事案の中には、体罰の禁止をしっかりと認識している教職員が体罰行為に及んでしまうケースも見受けられます。例えば、児童生徒の誤った行為や問題行動の矯正等の目的のために指導する過程で、教職員の感情が高ぶり、自身の感情がコントロールできなくなるようなケースです。

このようなケースでは、「乱暴な言葉による指導の過程における教職員自身の感情的高ぶり」、「指導した児童生徒の反抗的な態度等により、激昂した教職員の感情」、「それまでの粘り強い指導が浸透しないことに対するいらだち」など、瞬間的な感情の変化で体罰に及んでしまうことも少なくありません。

### 【怒りの感情について】

怒りの感情を、悪くて危険なものだと思っている人がいるかもしれませんが、怒りの感情自体は良いものでも悪いものでもありません。また、教職員の皆さんが児童生徒に対する指導の場面等で感じることもある怒りやあせりなどの感情は、なんとか児童生徒の問題行動を矯正したいという気持ちや児童生徒の成長に対する期待など、真剣で熱心な指導であるからこそ生じる感情といえるものでもあります。

大切なことは、この怒りの感情をどうコントロールし、感情の高ぶりによる体罰を防止するかということなのです。

### 【怒りの感情のコントロールについて】

#### ステップ1：自分が怒っていることを認めましょう。

- ・声が大きくなる。言葉が乱暴になる。
- ・心臓がドキドキする。脈拍が上がる。
- ・否定的な考え方になる（例：「あいつ、いったいなんなんだ」「またか」等）。

#### ステップ2：気をしずめましょう。

- ・四つ数えながら、深く息を吸い、四つ数えながら、息を吐き出す。
- ・自分が予め決めているセリフを（心の中で）繰り返し言う。  
（「大丈夫」、「リラックス」、「気にしない」等）
- ・怒りの相手に対して何か反応する前に、10まで数える。
- ・その他（「その場を離れる」、「時間を空ける」等）

※上記の対応は、怒りの感情をコントロールすることを最優先事項として示しています。怒りの感情が落ち着いたら、他の教職員と複数で対応するなど、児童生徒への適切な指導に努めましょう。

#### ステップ3：落ち着いた後、状況を振り返ったり、気持ちを切りかえたりしてみよう。

- ・振り返る。 「その場面の状況を書き出す」「同僚に話を聞いてもらう」等
- ・気持ちを切りかえる。 「気持ちが落ち着いた後、児童生徒と話し合う」  
「勤務終了後には趣味を楽しむなど、リフレッシュする」等

## 【怒りとストレスについて】

怒りの感情をコントロールするには健康的な生活を送ることが大切です。身体的にも精神的にも健康的な人は、ストレスにより疲れている人よりも、問題にきちんと向き合うことができます。十分な睡眠、健康的な食事、適度な運動など、健康的な生活を心がけるとともに、悩みなどは上司や同僚に相談し、ストレスをコントロールするよう努めましょう。

☆あなたのこころの状態を確認してみましょう。

### ☆怒りについての質問☆

	ぜんぜんあてはまらない ←→ すごくそうだと思う					
1	計画どおりにものが進まないと、腹が立つ。					
	1	2	3	4	5	6
2	ほかの人が自分を怒らせる。					
	1	2	3	4	5	6
3	世の中、フェア（公平）であるべきだ。					
	1	2	3	4	5	6
4	うまくできないと、自分にすごく腹が立つ。					
	1	2	3	4	5	6
5	ものごとは自分の思ったとおりにならなくちゃいけない。そうじゃないと腹が立つ。					
	1	2	3	4	5	6
6	世の中はもっと生きやすい場所になるべきだ。					
	1	2	3	4	5	6
7	家族が自分を怒らせることがある。					
	1	2	3	4	5	6
8	世の中にはもっとよくならなければならないことがたくさんある。					
	1	2	3	4	5	6
9	自分のかんしゃくをおさえられない。					
	1	2	3	4	5	6
10	自分が「人はこうするべきだ」と思うように人が行動しないとすごく腹が立つ。					
	1	2	3	4	5	6

得点の合計： \_\_\_\_\_

### 〔質問に回答する際の留意点〕

- 上記の質問にはいずれも、正しい答え、間違った答えがあるわけではありません。それぞれの文が自分にどのくらいあてはまるか、番号に○をつけてください。
- 終わったら、以前の合計得点と比べてみてください。
- 得点が前回よりも上がっていた場合、現在のあなたが、怒りの感情のコントロールをうまくできていないような状態にあるのかもしれませんが。

### 【参考文献】

- ・「怒りのコントロール」（ジュディス・ピーコック／大月書店）
- ・「自分の怒りをしずめよう（子どものためのアンガー・マネージメント・ガイド）」  
（ジェリー・ワイルド／東京書籍）



## 参考② ～指導の参考となる「ことば」～

皆さんが、いかなる理由でも決して体罰を行うことなく、普段から指導方法を見つめ直し、指導改善を図るために参考となる言葉や考え方をいくつか紹介します。

### 『叱る』と『怒る』 (スポーツネットワークジャパン「スポーツゴジラ」第7号より)

『叱る』のは、生徒が間違っ<sup>た</sup>ことをした時、なぜそれがいけないことなのか、どうすれば良かったのか、この先どうすれば良いのかを理解させ、実行させる『指導』の一場面であると思う。しかし、『怒る』というのは、教師が自分の感情を抑えきれずに爆発させることで、生徒をおびえさせたり、恐怖を与えたりする以外の『効果』は無く、結局、力で相手を支配することにしかつながらないと思う。(村上 豊 桐朋女子中・高等学校長)

### 「指導者について」 (日本体育協会「スポーツジャパン 2013 03-04 特別号」より)

- 暴力に訴えることなく思いや考えを伝え、人を育てる力、次のステージへと導くヒントを言語表現で選手に伝える力がなければ、指導者にはなれない。それが私がアメリカでまざまざと見せつけられた真実でした。(中略) 指導者には表現力や伝える力に加えて、人の話を聴く力、すなわち傾聴力も必要です。目の前の選手たちの性格や感情表現の力まで掌握できなければならず、そのためには心理学的な要素も必要です。
- 体罰以外の方法で選手を育てるためには、指導者が選手のこころの声を傾聴し、受け入れ、背中を上手に押してあげる声掛けをしてあげなければなりません。(中略) 何よりポジティブな言葉を使うことが大切です。私がアメリカで出会った偉大な指導者たちは、いずれもそうしたスピーチが非常に上手でした。彼らはまず選手たちのありのままの現状を肯定することから入ります。「今持っているものをすべて出し切ろう」という発想からスタートする。(中略) とにかく現状の自分たちを受け入れ、肯定することから始めるのです。そして、彼らはそこから何をすべきか、どの方向へ進んでいくべきかを導いていきます。(岩崎 由純 日本ペップトーク普及協会会長)

※ペップトークとは、士気を高め、やる気にさせる話術。Pepとは元気や活気という意味。

### 「子どもの心に届く指導者のことば」 (日本体育協会「スポーツジャーナル 2009 冬」より)

- 強い叱咤調の指示と、子どものやる気の低下、及び不服従の間には実は相関関係があり、子どもに適切な指導をしたければ言葉の役割を十分に検討し、言葉を有効に用いる必要がある。激しい調子の言葉遣いは子どもを精神的に萎縮させ、その結果からだ<sup>が</sup>硬直し、実力を発揮できなくなるからである。体罰は言わずもがなである。
- 例えば、「(A) 君たちはまず\*\*の練習をする必要がある。(B) なぜならそれは\*\*だからだ。」(中略) いったん練習を始めた上で問題点が見つかったら、途中で練習を止めてその問題点を指摘し、修正方法とそうする理由とを再び示せばよい。次のような調子で行う。「(A) そのやり方には問題がある。なぜなら\*\*だからだ。そこで\*\*するとよい。(C) どうしてそうすべきなのかわかるかい？みんなで考えてみよう。」指導者が、主張と根拠を組み合わせる言う方法に慣れたら、次は、子ども自身にも根拠を考えさせるように促し、練習の中に子ども自身を巻き込む。それが(C)の発問である。(中略) 指導においては、いかに分かりやすく、子どもの心に届く形で指導者の考えを言葉に落とせるかがポイントになる。(三森 ゆりか つくば言語技術教育研究所)

# 資料

## 1 よりよい生徒指導のために（県教委「よりよい生徒指導に向けて」から要約）

一般的に生徒指導は、不登校や、暴力行為・いじめといった問題行動等を起こす児童生徒への対応であると認識されがちです。しかしながら、それは生徒指導の一部に過ぎず、本来の生徒指導とは、児童生徒一人ひとりの個性に合わせて成長を促し、社会的な資質を育成していく教育活動であり、それは学校教育の基盤となるものです。

また、生徒指導の機能は、教育課程として編成された領域だけでなく、部活動等の時間、休み時間や放課後の時間、必要に応じて校外の生活など、特定の領域に偏ることなく教育活動全体に及ぶものであり、その実践に当たっては教職員全員で共通理解を図り、保護者や地域とも連携していくことが重要です。

### （１）生徒指導の定義

生徒指導とは、学習指導とともに、学校が教育目標を達成するための基本的で重要な機能であり、すべての教職員が、すべての教育活動を通じて、一人ひとりの児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に自己存在感や社会性を育み、将来において社会的に自己実現ができる資質・態度を高めていく指導・支援のことを意味します。

### （２）生徒指導の目的

生徒指導の目的は、児童生徒一人ひとりの夢の実現に向け、児童生徒一人ひとりが自分自身をありのままに認め、自己理解を深めることを基盤とし、他者とのかかわりの中で、自己指導能力（自ら選択・判断・実行し、その言動に責任をもつことができる力）を育成することです。

#### 自己指導能力を育成するために留意すべきこと

#### ①自己存在感を与えること

児童生徒一人ひとりの存在を大切にすることが、すべての指導の基本となります。

#### ②共感的人間関係を育成すること

相互に人間として無条件に尊重し合う態度で、ありのままに自分を語り、共感的に理解し合う人間関係の構築が重要です。

#### ③自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を支援すること

児童生徒が自らの行動を決断・実行し、責任をもつ経験の場を設定し、成長を促すことが求められます。

### （３）生徒指導上の留意点

#### ①児童生徒理解の深化

- ・児童生徒一人ひとりを受容的な態度で、共感的に理解するとともに、児童生徒を取り巻く様々な状況も含め、正しい理解の上に立った適切な指導・助言に努めましょう。

#### ②児童生徒・保護者等との信頼関係の構築

- ・児童生徒と保護者等との信頼関係を大切にし、人間味のある温かい指導・援助に努めましょう。
- ・生徒指導の方針や具体的な指導方法等について、児童生徒に対して明確に示すとともに、

保護者等に対しては、PTA総会・保護者会等様々な機会を捉えて周知に努めるなど、平素から緊密な連携を図りましょう。

③全教職員による共通理解・共通実践

- ・校長のリーダーシップのもと、全教職員で生徒指導目標・方針を適切に決定し、共通理解を図りましょう。
- ・「よりよい生徒指導に向けて」や「問題行動等対応マニュアル」等を活用した研修を深め、教職員で協働して生徒指導に取り組みましょう。

④児童生徒一人ひとりに応じた適切な指導

- ・教職員は、児童生徒の自己指導能力の育成を念頭におき、児童生徒一人ひとりが直面する諸課題を見極め、状況に応じた的確な方法により、その解決に向けて粘り強く関わり続けましょう。

開発的な指導（成長を促す指導）

教職員が児童生徒一人ひとりの内面や心に意識を向け、よさを評価・理解するとともに、児童生徒一人ひとりが自らのよさに気づき、それを主体的に伸ばしていこうとする取組を重視した指導

具体的取組：各教科による学習指導、道徳及び特別活動、総合的な学習の時間、自然・社会体験活動、キャリア教育、人権教育等の充実を図る中での道徳教育・心の教育の推進等

予防的な指導

発生が予想される生徒指導上の課題を分析し、教育相談を重ねるなど事前に指導するとともに、保護者と連携し、問題行動等の芽を早期に発見し、改善を図る指導

具体的取組：人間関係づくり、学級活動等における校則指導や児童生徒会活動等でのキャンペーン、非行防止・交通安全・薬物乱用防止教室、家庭訪問による指導等

事後指導（課題解決的な指導）

児童生徒が直面する問題行動や学校不適應等、生活・発達上の諸課題を迅速に解決するために必要な教職員や専門家等による的確な助言及び適切な指導・支援等

具体的取組：個別指導、集団指導、専門家によるカウンセリング、保護者や警察等関係機関との継続的な連携等の指導・支援等

生徒指導上の課題解決にあたっては、特に学級担任や部活動顧問等が一人で抱え込まず、必ず管理職等と相談し、養護教諭やスクールカウンセラー等の専門家の意見も踏まえて、チームとして組織的に対応することが重要です。

#### (4) 部活動における指導について

##### ①部活動の意義

生徒の自主性を重んじ、同好の生徒によって行われる部活動には、生徒同士が互いに協力し合って友情を深めるなど、望ましい人間関係を育てる上でも多くの期待が寄せられています。顧問の指導のもと、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、適切に行われることによって「生きる力」の育成に大きく貢献できる活動です。

##### ②顧問の役割

部活動は、自分で課題を見つけ主体的に判断し課題を解決するなど、生徒が自主的・自発的に活動することによって、よりよい行動変容を自ら導き出す社会的な自己指導能力を育む場です。そして、培われた自己指導能力を十分発揮して、「一人ひとりの夢の実現」をめざすものです。

このため、顧問は、生徒の意欲的な取組を導くとともに、個々の生徒の個性を把握・理解し、その願いに応えられるように努め、一人ひとりの自己実現を的確に支援することが求められています。

##### ③安全な運営

学校や顧問は、生徒の安全に最大限の配慮をしなければなりません。安全面の管理や指導で事故やケガの未然防止を図るとともに、生徒自身が危険を予測し、回避する能力を育むよう支援することも望まれます。

また、判例によると、教職員には、学校における教育活動と、これに密接に関連する校外での生徒の生活の安全確保に配慮すべき義務（安全配慮義務）があるとされ、万一事故が発生した場合には、被害の拡大と二次被害の発生を阻止する事後措置義務が安全配慮義務に含まれるとされています。

##### ④外部指導者の導入

部活動において、生徒や保護者の多様なニーズに対応するため、専門性を有する地域の人材を外部指導者として招き、その力を活用して生徒の技術や競技力等の向上を図っている学校も少なくありません。

外部指導者の導入が、生徒一人ひとりの個性の伸長や自己実現への的確な支援につながるよう、学校が責任をもって適切な運営に努めましょう。

##### 外部指導者の導入についての留意点

- ア 生徒への適切な指導ができる、外部指導者としてふさわしい人を選びましょう。
- イ 外部指導者を導入するときの「きまり」をつくりましょう。
- ウ 顧問との役割分担を明確にしましょう。
- エ 外部指導者との連携を図りましょう。

##### ⑤指導についての再確認

- 常に教育者としての自覚をもって生徒理解の深化を図るとともに、人格を尊重して愛情をもった適切な指導に努めましょう。
- 生徒の健全育成に向けて自己肯定感を育み、自信をもたせ、生徒が主役となる指導に努めましょう。
- いわゆる勝利（上位）至上主義等に偏り、「体罰」を厳しい指導として正当化することは決して許されないことであるという認識を徹底しましょう。

## 2 体罰の実態把握について (平成24年度第2次報告より一部抜粋)

### 体罰の実態把握について (第2次報告)

平成25年8月9日 (金)

- 1 趣旨 児童生徒に対する体罰の実態を把握し、体罰禁止の徹底を図るため、平成25年1月23日付初等中等教育局長及びスポーツ・青少年局長通知により各都道府県・指定都市教育委員会等に対して依頼したもの。  
(高等専門学校については平成25年3月19日付高等教育局長及びスポーツ・青少年局長通知)
- 2 対象 国公立の小学校、中学校、高等学校(通信制を除く)、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校
- 3 報告項目 平成24年度に発生した体罰の状況
- 4 留意事項 平成25年4月26日に第1次報告として公立学校における体罰の状況について暫定的に結果を公表しているが、今回の第2次報告は、この第1次報告で報告した事案も含めた、国公立学校に係る最終的な集計結果。児童生徒や保護者への調査など、正確な実態把握のために各地域で手法を工夫して行った調査の結果、新たに把握された事案についても、この第2次報告で集計している。

### 5 調査結果

#### (1) 平成24年度における体罰の状況(国公立合計)

区分	①発生学校数	②発生件数
小学校	1,181	1,559
中学校	1,729	2,805
高等学校	1,190	2,272
中等教育学校	4	11
特別支援学校	38	47
高等専門学校	10	27
合計	4,152	6,721

#### (2) 平成24年度における体罰の状況(公立)

区分	①発生学校数	②発生件数	うち懲戒処分等を行った件数		うち懲戒処分等を検討している件数
			懲戒処分	訓告等	
小学校	1,155	1,518	783	20	763
中学校	1,605	2,552	1,356	68	1,288
高等学校	805	1,297	588	70	518
中等教育学校	1	2	0	0	2
特別支援学校	37	46	25	4	21
合計	3,603	5,415	2,752	162	2,590

#### (3) 平成24年度における体罰の状況(国立)

区分	①発生学校数	②発生件数
小学校	8	11
中学校	7	7
高等学校	1	1
中等教育学校	0	0
特別支援学校	1	1
合計	17	20

#### (4) 平成24年度における体罰の状況(私立)

区分	①発生学校数	②発生件数
小学校	18	30
中学校	117	246
高等学校	384	974
中等教育学校	3	9
特別支援学校	0	0
合計	522	1,259

## 6 平成24年度における体罰の状況(国公立合計)

①発生学校数 注 発生率は、体罰の発生学校数を学校数で割ったもの。

	発生学校数A	学校数B	発生率(A/B)
小学校	1,181校	21,460校	5.50%
中学校	1,729校	10,699校	16.16%
高等学校	1,190校	5,022校	23.70%
中等教育学校	4校	49校	8.16%
特別支援学校	38校	1,059校	3.59%
高等専門学校	10校	57校	17.54%
合計	4,152校	38,346校	10.83%

②発生件数 注 発生率は、体罰の発生件数を本務教員数で割ったもの。

	発生件数A	本務教員数B	発生率(A/B)
小学校	1,559件	418,707人	0.37%
中学校	2,805件	253,753人	1.11%
高等学校	2,272件	249,250人	0.91%
中等教育学校	11件	2,207人	0.50%
特別支援学校	47件	82,779人	0.06%
高等専門学校	27件	4,337人	0.62%
合計	6,721件	1,011,033人	0.66%

③被害を受けた児童生徒人数 注 発生率は、体罰の被害児童生徒数を児童生徒数で割ったもの。

	被害児童生徒数A	児童生徒数B	発生率(A/B)
小学校	2,717人	6,764,619人	0.04%
中学校	5,853人	3,552,663人	0.16%
高等学校	5,508人	3,355,609人	0.16%
中等教育学校	11人	28,644人	0.04%
特別支援学校	85人	129,994人	0.07%
高等専門学校	34人	55,243人	0.06%
合計	14,208人	13,886,772人	0.10%

④体罰時の状況 注( )は、区分ごとの発生件数に対する割合

区 分		小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	合 計
(1)場面	授業中	922 ( 59.1% )	687 ( 24.5% )	483 ( 21.3% )	3 ( 27.3% )	27 ( 57.4% )	14 ( 51.9% )	2,136 ( 31.8% )
	放課後	72 ( 4.6% )	323 ( 11.5% )	242 ( 10.7% )	1 ( 9.1% )	4 ( 8.5% )	2 ( 7.4% )	644 ( 9.6% )
	休み時間	267 ( 17.1% )	324 ( 11.6% )	203 ( 8.9% )	0 ( 0.0% )	5 ( 10.6% )	3 ( 11.1% )	802 ( 11.9% )
	部活動	21 ( 1.3% )	1,073 ( 38.3% )	948 ( 41.7% )	1 ( 9.1% )	2 ( 4.3% )	2 ( 7.4% )	2,047 ( 30.6% )
	学校行事	45 ( 2.9% )	74 ( 2.6% )	137 ( 6.0% )	5 ( 45.5% )	2 ( 4.3% )	2 ( 7.4% )	265 ( 3.9% )
	ホームルーム	62 ( 4.0% )	82 ( 2.9% )	77 ( 3.4% )	0 ( 0.0% )	2 ( 4.3% )	0 ( 0.0% )	223 ( 3.3% )
	その他	170 ( 10.9% )	242 ( 8.6% )	182 ( 8.0% )	1 ( 9.1% )	5 ( 10.6% )	4 ( 14.8% )	604 ( 9.0% )
(2)場所	教室	1,050 ( 67.4% )	730 ( 26.0% )	532 ( 23.4% )	4 ( 36.4% )	26 ( 55.3% )	10 ( 37.0% )	2,352 ( 35.0% )
	職員室	2 ( 0.1% )	45 ( 1.6% )	95 ( 4.2% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	2 ( 7.4% )	144 ( 2.1% )
	運動場・体育館	215 ( 13.8% )	1,136 ( 40.5% )	964 ( 42.4% )	2 ( 18.2% )	6 ( 12.8% )	10 ( 37.0% )	2,333 ( 34.7% )
	生徒指導室	7 ( 0.4% )	95 ( 3.4% )	58 ( 2.6% )	0 ( 0.0% )	1 ( 2.1% )	0 ( 0.0% )	161 ( 2.4% )
	廊下・階段	161 ( 10.3% )	355 ( 12.7% )	194 ( 8.5% )	0 ( 0.0% )	2 ( 4.3% )	0 ( 0.0% )	712 ( 10.6% )
	その他	124 ( 8.0% )	444 ( 15.8% )	429 ( 18.9% )	5 ( 45.5% )	12 ( 25.5% )	5 ( 18.5% )	1,019 ( 15.2% )

⑤体罰の態様 注( )は、区分ごとの発生件数に対する割合

区 分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	合 計
素手で殴る	876 ( 56.2% )	1,698 ( 60.6% )	1,489 ( 65.5% )	9 ( 81.8% )	19 ( 40.4% )	10 ( 37.0% )	4,101 ( 61.0% )
棒などで殴る	68 ( 4.4% )	152 ( 5.4% )	127 ( 5.6% )	0 ( 0.0% )	2 ( 4.3% )	4 ( 14.8% )	353 ( 5.3% )
蹴る	141 ( 9.0% )	292 ( 10.4% )	177 ( 7.8% )	1 ( 9.1% )	3 ( 6.4% )	3 ( 11.1% )	617 ( 9.2% )
投げる・転倒させる	52 ( 3.3% )	94 ( 3.4% )	31 ( 1.4% )	0 ( 0.0% )	1 ( 2.1% )	1 ( 3.7% )	179 ( 2.7% )
殴る及び蹴る等	37 ( 2.4% )	207 ( 7.4% )	164 ( 7.2% )	0 ( 0.0% )	2 ( 4.3% )	0 ( 0.0% )	410 ( 6.1% )
その他	385 ( 24.7% )	362 ( 12.9% )	284 ( 12.5% )	1 ( 9.1% )	20 ( 42.6% )	9 ( 33.3% )	1,061 ( 15.8% )

⑥被害の状況 注( )は、区分ごとの発生件数に対する割合

区 分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	合 計
骨折・捻挫など	7 ( 0.4% )	26 ( 0.9% )	7 ( 0.3% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	40 ( 0.6% )
玻璃損傷	4 ( 0.3% )	26 ( 0.9% )	35 ( 1.5% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	0 ( 0.0% )	65 ( 1.0% )
外傷	42 ( 2.7% )	99 ( 3.5% )	59 ( 2.6% )	0 ( 0.0% )	3 ( 6.4% )	4 ( 14.8% )	207 ( 3.1% )
打撲	108 ( 6.9% )	224 ( 8.0% )	143 ( 6.3% )	1 ( 9.1% )	2 ( 4.3% )	0 ( 0.0% )	478 ( 7.1% )
鼻血	15 ( 1.0% )	37 ( 1.3% )	39 ( 1.7% )	0 ( 0.0% )	2 ( 4.3% )	0 ( 0.0% )	93 ( 1.4% )
髪を切られる	0 ( 0.0% )	4 ( 0.1% )	8 ( 0.4% )	0 ( 0.0% )	1 ( 2.1% )	0 ( 0.0% )	13 ( 0.2% )
その他	61 ( 3.9% )	92 ( 3.3% )	65 ( 2.9% )	0 ( 0.0% )	2 ( 4.3% )	0 ( 0.0% )	220 ( 3.3% )
傷害なし	1,322 ( 84.8% )	2,297 ( 81.9% )	1,916 ( 84.3% )	10 ( 90.9% )	37 ( 78.7% )	23 ( 85.2% )	5,605 ( 83.4% )

⑦体罰事案の把握のきっかけ (複数回答可) 注( )は、区分ごとの発生件数に対する割合

区 分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	合 計
児童生徒の訴え	615 ( 39.4% )	1,204 ( 42.9% )	851 ( 37.5% )	9 ( 81.8% )	8 ( 17.0% )	13 ( 48.1% )	2,700 ( 40.2% )
保護者の訴え	812 ( 52.1% )	999 ( 35.6% )	512 ( 22.5% )	7 ( 63.6% )	15 ( 31.9% )	0 ( 0.0% )	2,345 ( 34.9% )
教員の申告	668 ( 42.8% )	1,469 ( 52.4% )	1,222 ( 53.8% )	6 ( 54.5% )	25 ( 53.2% )	9 ( 33.3% )	3,399 ( 50.6% )
第三者の通報	126 ( 8.1% )	338 ( 12.1% )	246 ( 10.8% )	1 ( 9.1% )	10 ( 21.3% )	3 ( 11.1% )	724 ( 10.8% )
その他	44 ( 2.8% )	74 ( 2.6% )	96 ( 4.2% )	0 ( 0.0% )	4 ( 8.5% )	10 ( 37.0% )	228 ( 3.4% )

### 3 懲戒処分の指針（抜粋）

#### 懲戒処分の指針

山口県教育委員会

この指針は、教職員が違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非行等（以下「非違行為」という。）を行った場合の懲戒処分の標準的な処分量定を明確にすることにより、非違行為の防止を図り、もって県民の教育に対する信頼を確保することを目的とする。

#### I 基本事項

##### 1 処分量定の決定

処分量定の決定に当たっては、

- (1) 非違行為の態様、被害の大きさ及び司法の動向など社会的重大性の程度
- (2) 非違行為を行った教職員の職責、過失の大きさ及び職務への影響など信用失墜の度合い
- (3) 非違行為を行った教職員の動機、常習性、及び日常の勤務態度など教職員固有の事情
- (4) 非違行為後の対応等の状況

なども含め総合的に考慮のうえ判断するものとする。

以下に示した標準の処分量定（以下、「標準例」という。）は、あくまで標準であり、個別の事案の内容や処分の加重によっては、標準例の処分量定以外とすることもあり得る。

また、標準例に示されていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、その処分量定の決定に際しては、標準例に掲げる取扱いを参考にしつつ、総合的に考慮のうえ判断するものとする。

##### 2 処分量定の加重

過去に非違行為を行い懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び、非違行為を行った場合、量定を加重する。

また、複数の非違行為を行った場合、量定を加重することがある。

##### 3 監督責任

所属教職員が懲戒処分等を受ける場合、その指導監督に適正を欠いていた管理監督者は、監督責任を問う。

#### II 標準例

##### 2 体罰

- (1) 体罰により児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員は、「免職」又は「停職」とする。
- (2) 体罰により児童生徒に傷害を負わせた教職員は、「停職」、「減給」又は「戒告」とする。
- (3) 体罰を繰り返し行った教職員は、「減給」又は「戒告」とする。
- (4) 上記以外の体罰を行った教職員は、その状況等を総合的に判断して処分量定を決定する。



## 4 通知等

### (1) 文部科学省通知

平成25年3月13日付け24文科初第1269号「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」

#### 1 体罰の禁止及び懲戒について

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。もとより教員等は指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。

ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

#### 2 懲戒と体罰の区別について

(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

(2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

#### 3 正当防衛及び正当行為について

(1) 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。

(2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

#### 4 体罰の防止と組織的な指導体制について

##### (1) 体罰の防止

① 教育委員会は、体罰の防止に向け、研修の実施や教員等向けの指導資料の作成など、教員等が体罰に関する正しい認識を持つよう取り組むことが必要である。

② 学校は、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることのないよう、組織的な指導を徹底し、校長、教頭等の管理職や生徒指導担当

教員を中心に、指導体制を常に見直すことが必要である。

- ③ 校長は、教員が体罰を行うことのないよう、校内研修の実施等により体罰に関する正しい認識を徹底させ、「場合によっては体罰もやむを得ない」などといった誤った考え方を容認する雰囲気がないか常に確認するなど、校内における体罰の未然防止に恒常的に取り組むことが必要である。また、教員が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談できるようにするなど、日常的に体罰を防止できる体制を整備することが必要である。
- ④ 教員は、決して体罰を行わないよう、平素から、いかなる行為が体罰に当たるかについての考え方を正しく理解しておく必要がある。また、機会あるごとに自身の体罰に関する認識を再確認し、児童生徒への指導の在り方を見直すとともに、自身が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談することが必要である。

## (2) 体罰の実態把握と事案発生時の報告の徹底

- ① 教育委員会は、校長に対し、体罰を把握した場合には教育委員会に直ちに報告するよう求めるとともに、日頃から、主体的な体罰の実態把握に努め、体罰と疑われる事案があった場合には、関係した教員等からの聞き取りのみならず、児童生徒や保護者からの聞き取りや、必要に応じて第三者の協力を得るなど、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。あわせて、体罰を行ったと判断された教員等については、体罰が学校教育法に違反するものであることから、厳正な対応を行うことが必要である。
- ② 校長は、教員に対し、万が一体罰を行った場合や、他の教員の体罰を目撃した場合には、直ちに管理職へ報告するよう求めるなど、校内における体罰の実態把握のために必要な体制を整備することが必要である。  
また、教員や児童生徒、保護者等から体罰や体罰が疑われる事案の報告・相談があった場合は、関係した教員等からの聞き取りや、児童生徒や保護者からの聞き取り等により、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。  
加えて、体罰を把握した場合、校長は直ちに体罰を行った教員等を指導し、再発防止策を講じるとともに、教育委員会へ報告することが必要である。
- ③ 教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者が、体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備し、相談窓口の周知を図ることが必要である。

## 5 部活動指導について

- (1) 部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことのみならず、固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない。
- (2) 他方、運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものである。ただし、その指導は学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施しなければならない。  
指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない。
- (3) 部活動は学校教育の一環であるため、校長、教頭等の管理職は、部活動顧問に全て委ねることなく、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることが求められる。

### 【別紙】 「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体の事例について、通常、どのように判断されるかを示したものである。本紙は飽くまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知2(1)の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

#### (1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

##### ○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

##### ○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

#### (2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為） （ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

#### (3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

##### ○ 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

##### ○ 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
- ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
- ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

## (2) 県教育委員会通知

平成18年9月15日付 平18教安体第814号、平18教義第772号、平18教高第674号

「望ましい部活動の指導の在り方について」（教育長通知）

学校の部活動は、学校教育活動の一環として行われ、本来、生徒の自主性のもと一人ひとりが個性を發揮し自己実現を図るものであり、とりわけ、運動部活動にあつては、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、教師（顧問）の指導を受けながら自発的・自主的に行うべきものであることから、体罰等は厳に慎まなければならず、従前より繰り返し徹底をお願いしてきたところであります。

しかしながら、生徒の人権を侵害する体罰が教育の場で後を絶たないのが現状であり、このたびも県内の高校運動部活動において、体罰が行われるという事案が発生したことは、極めて遺憾であります。

については、各学校において、部活動を実施するに当たり、下記の項目について改めて周知徹底し、部活動における適切な指導の確保に特段の御配慮をお願いします。

### 記

#### 1 指導の在り方

生徒の人権を第一に、一人ひとりを大切にした指導を心掛けることが大切である。

##### (1) 体罰防止の徹底

体罰は生徒の人間としての尊厳や自尊心を著しく傷付けることはもとより、教育の根幹を成す教師と生徒との信頼関係を損なう行為であることを改めて認識し、生徒の全人的な発達を目指した指導を心掛ける必要がある。

ア 計画に沿った合理的・効果的な活動の徹底を図り、勝利（上位）至上主義等から、体罰等の行き過ぎた指導に決して陥ることのないようにすること。

イ 端座・直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるような場合や暴言等も一般的には体罰の一種とみなされるものであることに留意すること。

ウ 生徒から事情や意見をよく聴き取る機会を平素からもつよう配慮し、顧問と生徒の協力的体制の重視や互いの信頼関係の構築に努めるよう心掛けること。

##### (2) 顧問（指導者）の不在時における安全確保への配慮

生徒の自主的な活動とはいえ、学校管理下での活動であることから、公務等でやむを得ず現場を離れる場合には、他の教員に活動内容を伝え、安全確保への配慮を依頼する等、十分考慮する必要がある。

また、活動中における事故防止については、平素から徹底した安全指導が不可欠である。

#### 2 顧問会議

学校全体で部活動に対する方針を定め、共通した理解のもとに部活動の指導に当たることが大切であり、定期的に顧問会議を開催する必要がある。

## 5 体罰に関する裁判の判決例

### ○ 浦和地裁 昭和60. 2. 22判決

事案	中2生徒が授業中に離席したため、担任教諭が出席簿で頭を叩いた。
判決	生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容されるとして、当該行為は違法な懲戒行為にあたらないとされた。

### ○ 金沢地裁 昭和62. 8. 26判決

事案	遅刻、忘れ物などの多い中2生徒に対し、担任教諭が特に強く指導しようと考えて顔面に往復びんたを加えた後、柔道の体落としで投げつけた。生徒は畳に後頭部を強く打ちつけ、頭部打撲による障害で死亡した。
判決	たとえ教育上の指導のための行為であっても体罰は許されず、往復びんたはその意図の如何を問わず体罰にあたり違法であり、投げつけた行為も教育上の指導のためになされた面を否定できないとしても体罰の一環としてなされたもので違法であるとして、当該教員に傷害致死罪で懲役2年6月の有罪判決が下された。

### ○ 東京地裁 平成1. 4. 24判決

事案	学級日誌の記載をめぐるトラブルから、担任教諭が高校生徒の顔を殴り軽い傷を負わせた。
判決	教師が教育の現場で生徒に対して暴行することがやむを得ないことと評価されるためには、当該生徒が人の生命・身体に現に危害を及ぼしているか又はその可能性が具体的であるような例外的事情がある場合に限られると解すべきであり、本暴行は違法な体罰であるとして、都に損害賠償の支払いを命じた。

### ○ 神戸地裁 平成12. 1. 31判決

事案	小6児童が放課後に担任教諭に質問したが、担任教諭は授業中に説明していたことから、当該児童を怒鳴りつけ、同級生の前で頭頂部と頬を数回叩いた。 その直後、当該児童は行方不明となり、自宅裏山で自殺しているところを発見された。
判決	担任教諭の行為は、教育的指導とは評価できない単なる暴力であり、体罰と自殺との間の相当因果関係も認められるとして、市に慰謝料の支払いを命じた。

### ○ 最高裁 平成21. 4. 28判決

事案	小学校教員が、女子数人を蹴るなどの悪ふざけをした小2児童を追いかけて捕まえ、胸元をつかんで壁に押し当て大声で叱った。
判決	当該行為は、その目的、態様、継続時間等からして、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、体罰に該当せず、国家賠償法上違法とはいえないとされた。

## 〈引用文献・参考文献・参考資料〉

- 「生徒指導提要」（平成 22 年 3 月 文部科学省）  
[[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302912.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302912.htm)]
- 「よりよい生徒指導に向けて（授業編、特別活動編、部活動編）」  
（平成 23 年 4 月改訂 県教育委員会）  
[<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50500/manual/seitoshidounojyu.html>]
- 「不祥事の根絶のために（基礎知識編、事例編）」（平成 23 年 4 月 県教育委員会）
- 「体罰ゼロの学校づくり」（本村清人・三好仁司／ぎょうせい）
- 「教職研修 特集『体罰を許さない学校づくり』」（2013.5／教育開発研究所）
- 「怒りのコントロール」（ジュディス・ピーコック／大月書店）
- 「自分の怒りをしずめよう（子どものためのアンガー・マネジメント・ガイド）」  
（ジェリー・ワイルド／東京書籍）